

## 筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 144 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 144 条第 2 項により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 5 月 22 日

京都地方法務局筆界特定登記官

### 記

#### 1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 4 1 号

対象土地 京都市西京区桂芝ノ下町 3 4 番 2 4  
京都市西京区桂芝ノ下町 3 4 番 1

手続番号 令和 7 年第 4 2 号

対象土地 京都市西京区桂芝ノ下町 3 4 番 2 4  
京都市西京区桂芝ノ下町 3 4 番 2 5

手続番号 令和 7 年第 4 3 号

対象土地 京都市西京区桂芝ノ下町 3 4 番 2 4  
京都市西京区桂芝ノ下町 3 4 番 1 4

手続番号 令和 7 年第 4 4 号

対象土地 京都市西京区桂芝ノ下町 3 4 番 2 4  
京都市西京区桂芝ノ下町 3 4 番 1 3

手続番号 令和 7 年第 4 5 号

対象土地 京都市西京区桂芝ノ下町 3 4 番 2 4  
京都市西京区桂芝ノ下町 3 4 番 2 3

2 関係人の氏名又は名称  
林製材株式会社

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定をした旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に  
交付する。